【エクアドル経済:2016年5月】

1 自動車の安全性に関する強制規格の改訂

4月26日付官報において、工業・生産性省決議第16122号が掲載され、国家規格院(INEN)決議第034号が改訂された。これにより、2016年10月5日以降、国連欧州経済委員会(UNECE)規格以外にも、日本、米国、中国、韓国、オーストラリアの規格が認められることになった。車両の各要素(ライト、シートベルト、ブレーキ等)ごとに、いずれかの規格を満たす証明書の他、全ての要素がいずれかの規格を満たす証明書「総合適合性審査証明書(Certificado de inspeccion de cumplimiento)」が必要となり、2017年1月1日以降は、UNECE規格以外の規格を用いる場合、生産者が発行する証明書(Certificado de Produccion、COP)も追加で必要となった。

※本決議は、4月中に発効していたが、公表が5月に入ってからであったため、5月分として記載した。

2 国際収支擁護のための一般セーフガードの延長

- (1) 4月29日付エクアドル貿易委員会(COMEX)決議第6号により、国際収支擁護のための一般セーフガードについて、課徴金の一部を撤廃し、他の課徴金ついては、1年間延長することを決定した。なお、一般セーフガードは、エクアドル政府が2015年3月から実施し、同年10月にはWTOに対し、課徴金を段階的に引き下げ、2016年6月には撤廃すると公約していた。その第一段階として、2016年1月に元来45%の課徴金が課せられていた品目について、5%ポイント引き下げられた。
- (2) COMEX決議第6号に記載された、今回の延長の理由:従来から厳しい経済情勢にあり、貿易収支の問題を抱えていたが、4月16日に発生した地震により、その状況が著しく悪化した。4月27日の危機管理庁の発表によると、マナビ県及びエスメラルダス県を中心とする太平洋沿岸において、659名の死者、16、601人の負傷者、29、067人の避難者が出て、物質的被害の総額(現時点での概算)は、GDPの3%に相当する30億ドルに上る事態となっている。

(3)決定事項

ア 5%の課徴金が課せられている品目(当館注:主に繊維製品等の生産財)について、課徴金を撤廃する。

イ それ以降の課徴金の引き下げを1年間延期し、以下の日程とする。

課徴金	2017年4月	5月	6月
15%	10.0%	5.0%	0 %
25%	16.7%	8.3%	0 %
40%	26.7%	13.3%	0 %

※本決議は、4月中に発効していたが、公表が5月に入ってからであったため、5月分として記載した。

3 国際石油・ガス協力機関及びエクアドル石油公社による共同プロジェクト「アマソナス給油所土壌浄化対策」開始式典

- (1) 5月12日, 国際石油・ガス協力機関(JCCP) とエクアドル石油公社(ペトロエクアドル)による共同プロジェクト「アマソナス給油所土壌浄化対策」(注:アマソナス給油所は、キト市内中心部にある大規模ガソリン・スタンド。また、今般工事が開始された地下鉄の経路沿いにも位置している。) の開始式典が行われた。
- (2) 同式典には、JCCP及びペトロエクアドル関係者の他、関係日本企業(コスモ石油株式会社、株式会社タツノ、明治コンサルタント株式会社)及び在エクアドル日本大使館関係者が出席した。エクアドル側及び日本側の代表者らは挨拶おいて、JCCPのエクアドルにおける初の技術協力である本プロジェクトの成功及びそれを通じた両国の石油セクターにおける更なる関係強化を祈念すると共に、4月に日本の熊本及びエクアドルの太平洋沿岸地域において発生した強い地震による被害者への弔意、それぞれの国への連帯の意を表明した。

4 2016年4月16日に発生した地震による被災地の復興・再活性化への国民連帯法

- (1)5月20日,「2016年4月16日に発生した地震による被災地の復興・再活性化への国民連帯法」が官報に掲載されて発効した(但し,付加価値税引き上げ関連の条項は6月1日より適用開始)。
- (2)本法律では、地震からの復興への貢献として、様々な形で国税庁への支払いが義務づけられた他、2016年6月1日より最大1年間、付加価値税が2パーセント・ポイント引き上げられることとなった(12% \rightarrow 14%)。なお、被災地において物品及びサービスを購入する消費者には、引き上げ分が還付もしくは納税券の形で補填されるほか、電子通貨の利用によっても引き上げ分が還付されることとなった。また、被災地の個人や企業等に対し、様々な税制優遇制度が定められ、被災地における雇用に関し、様々な規制緩和が定められた。

5 ポソルハ港建設に係る大統領令の発出

(1) 5月26日、コレア大統領は大統領令第1060号により、グアヤス県のポソルハ港湾建設計画をドバイ・ポーツ・ワールド社(DOW: Dubai Ports World)に委託した。なお、本年2月16日には、運輸・公共事業省(MTOP)とDOWとの間で本件に係る覚え書きが署名されていたが、本大統領令により正式に委託が決定した。この港湾開発プロジェクトにより、12億ドルの投資が見込まれている。